

船橋市障害福祉団体補助金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉団体に対し、予算の範囲内において障害福祉団体補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、心身障害者及び心身障害児（以下「障害者（児）」という。）の社会参加及び社会的自立の促進を図り、もって心身障害者（児）の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害福祉団体」とは、障害者（児）及び障害者（児）の保護者等で組織され、障害者の地域社会への参加及び福祉の向上に寄与している団体であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 障害福祉に関する事業の実施を目的としている団体であり、その事業を継続的に実施していること。
- (2) 規約又は会則を有しており、会計処理が適正に行われていること。
- (3) 会員数の基準日を申請年度の4月1日とし、障害福祉団体の会員のうち船橋市内に居住する者が2分の1以上であること。
- (4) 障害福祉団体の本拠及び主たる活動の場所が船橋市内であること。

2 前項の規定に定めるもののほか、障害福祉団体の代表者を会員とする団体であって、市長が特に必要と認めた団体は、この要綱に規定する障害福祉団体とみなす。

(交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる障害福祉団体は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 継続して3年以上の活動実績を有するもの（前条第2項に規定する団体を除く。）。
- (2) 会員のうち障害者（児）及び障害者（児）の保護者等が15人以上であるもの（前条第2項に規定する団体を除く。）。
- (3) 運営に係る繰越金（建物修繕・建設積立金、特定目的の基金を除く。）を有する障害福祉団体については、当該年度の当該障害福祉団体全体の予算に対して、繰越金額が2分の1以下であること。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、障害福祉団体が

独自に実施する事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 講習会、研修会、学習会、相談会等の教育事業
- (2) 会報発行等の広報・啓発事業
- (3) キャンプ、スポーツ大会、クリスマス会等の社会参加活動事業
- (4) その他市長が必要と認めるもの。

2 補助事業において参加費等を徴収する場合にあつては、資料代等実費負担分に限ることとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の補助の対象となる経費については、補助対象事業の実施に直接要する経費とし、別表1に定めるところによる。

(補助の要件)

第6条 補助を受けようとする補助事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的としていないこと。参加費等を徴収する事業にあつては、資料代等の実費負担分のみを徴収する場合に限ることとする。
- (2) 第4条第1項各号に定める事業のうち、船橋市民の障害者理解・啓発に資すると認められるものについては、事業の参加者として船橋市民を広く対象とし、かつ広報活動を積極的に行うこと。
- (3) 補助の申請を行う年度内に事業が完了すること。
- (4) 現金又は物品の配布のみを行う事業でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けていないこと。

(補助金の限度額等)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において交付し、補助率は総額の3分の2以内とし、また、一事業につき10万円を限度とする。ただし、交付決定額の総額が予算を上回った場合の各補助事業の補助金の額は、予算を各補助事業の交付決定額の割合で案分して減額した額とする。

2 前項の規定により算出した交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 障害福祉団体の申請できる事業数は別表2に定めるところによる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする障害福祉団体は、船橋市障害福祉団体補助金交付

申請書（第1号様式）に船橋市障害福祉団体補助金実施事業計画書（第2号様式）及び必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付可否の決定）

第9条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市障害福祉団体補助金交付可否決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした障害福祉団体に通知する。

（暴力団等の排除）

第9条の2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、申請者が船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）である場合は、補助金の交付決定をしないことができる。

（変更申請等）

第10条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定を受けた障害福祉団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助事業を変更しようとするときは、船橋市障害福祉団体補助金実施事業計画変更等申請書（第4号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付の内容を変更し、又は交付しないときは、その旨を船橋市障害福祉団体補助金変更交付可否決定通知書（第4号様式の2）により、当該申請をした障害福祉団体に通知する。

（中止等の届出）

第11条 交付決定団体が補助金の事業を中止又は交付を辞退しようとするときは、船橋市障害福祉団体補助金中止・辞退届（第4号様式の3）により、市長に届け出なければならない。

（実施の報告）

第12条 交付決定団体は、事業が終了したときは、船橋市障害福祉団体補助金実施事業報告書（第5号様式）に必要書類を添えて、事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助金の額を確定し、その旨を船橋市障害福祉団体補助金確定通知書（第6号様式）により、交付決定団体に通知する。

(交付の時期)

第14条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付する。

2 前項の規定に関わらず、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。この場合において、事業の完了前に補助金の交付をするときは、交付決定額の3分の2以内とし、市長は、船橋市障害福祉団体補助金概算払交付額通知書(第7号様式)により、当該申請をした障害福祉団体に通知する。

(交付の請求)

第15条 前条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、船橋市障害福祉団体補助金交付請求書(第8号様式)により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 暴力団等であることが判明したとき。
- (3) 補助金を目的外に使用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第16条の2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市障害福祉団体補助金返還命令書(第9号様式)によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付決定団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還命令書により確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び返還金)

第16条の3 交付決定団体は、第16条第1項の規定により補助金の交付決定が取り消

された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付決定団体の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 交付決定団体は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(書類の保管)

第17条 交付決定団体は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、これらを事業完了後、5年間保管しなければならない。

(調査又は報告)

第18条 市長は補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

別表 1

費 目	内 容
利用料	教育事業にあつては講習会、研修会等に使用する会場利用料。社会参加活動事業にあつては施設等の入場料の他、有料の道路・駐車場に関する利用料。
報償費	講師謝礼や技術指導料等。 1事業あたり3万円を補助限度額（補助率を乗じた後の金額）とする。 公職者又は申請団体に属する者は補助対象外。
印刷費	会報誌、機関誌、イベント案内等の印刷製本費や、会議資料の作成に用いるコピー代等。 ただし、参加者から実費を徴収する場合を除く。
食糧費	社会参加活動事業にあつては、対象をクリスマス会・成人式等に用いる食事代・食材費（20歳以下の障害者（児）分）に限り、一人あたり600円を補助限度額（補助率を乗じた後の金額）とする。
通信運搬費	切手・はがき・宅配代金等。
物品購入費	事業に必要な文具・プリンターインク・用紙等の事務用品、手袋・タオル等の日用品の他、作品制作や体験活動の際に要する各種材料費で購入単価が1万円未満のもの。
借上料	バス（乗務員及び添乗員にかかる経費を含む。）・リフトカー・福祉タクシー・プロジェクター・パソコン等の賃借料金。
保険料	行事保険等に用いる料金。
委託料	第4条第1項各号に定める事業を実施する際の委託に係る費用。
その他	上記以外で、事業実施のために特に必要があると認められる費用。

別表 2

会員数	請求できる事業数
300人以上	7
200人以上299人以下	6
150人以上199人以下	5
100人以上149人以下	4
50人以上99人以下	3
15人以上49人以下	2
新規団体	1

備考1 新規団体とは、前年度までにこの要綱による障害福祉団体補助金の交付を受けていない障害福祉団体とする。

2 第2条第2項に規定する団体については、請求できる事業数の上限を2本とする。

第1号様式

船橋市障害福祉団体補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団体住所
 団体名
 代表者氏名

船橋市障害福祉団体補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

団体の事業目的	
設立時期	
会員数	人 (うち市内 人)
主たる活動の場所	市内 ・ 市外

申請する実施事業				
事業番号	事業名	事業種別	申請額	実施予定時期
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

備考1 事業種別は「教育事業」「広報・啓発事業」「社会参加活動事業」から記入する。

2 各団体の申請事業数は要綱別表2による。

添付書類

1. 船橋市障害福祉団体補助金実施事業計画書 (第2号様式)
2. 事業収支内訳書
3. 本年度事業計画書及び予算書
4. 事業報告書及び収支決算書 (前年度分)
5. 規約または会則
6. 団体役員名簿及び会員名簿
7. 広報活動書類
8. その他

※ 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

免税事業者である

免税事業者でない

第2号様式

船橋市障害福祉団体補助金実施事業計画書

年 月 日

船橋市長 あて

団体住所
 団体名
 代表者氏名

実施する事業名				事業番号	
事業種別			事業 内容		
申請額	A				
実施予定時期			対象 人数	うち会員外	人

支 出 内 訳					
区分	内 容	単価	数量	金額	内 訳
合 計				B	

- 備考1 複数の事業を行う場合は、事業番号ごとに分けて記入してください。
- 2 対象人数欄について、教育事業及び社会参加活動事業にあつては事業の対象人数を、広報・啓発事業にあつては会報等の発行予定数を記入してください。
- 3 実際にかかる全費用は事業収支内訳書に別葉で記入してください。
- 4 この書式には補助金を申請する費目だけを記入してください。
- 5 区分は要綱別表1のとおり、利用料・報償費・印刷費・食糧費・通信運搬費・物品購入費・借上料・保険料・委託料・その他から該当するものを記入します。
- 6 申請額Aは、 $B \times \frac{2}{3}$ で計算した金額（ただし、Bを計算の際、報償費については45,000円、食事代については900円を上限額とし、その合計額に $\frac{2}{3}$ を乗じた金額となります。）で、限度額が10万円となります。
- 7 消費税の申告をしている団体は税抜額で補助申請をしてください。

上記の金額は（ 税込額 ・ 税抜額 ）である。

第3号様式

船橋市障害福祉団体補助金交付可否決定通知書

年 月 日

団体名

住所

代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった船橋市障害福祉団体補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

事業名

事業番号

1. 交付します

交付決定額 円

2. 交付しません

理由

交付条件

- (1) 事業等の内容を変更するときは市長の承認を得ること。
- (2) 事業等を中止又は辞退するときは、市長に届け出ること。

附帯事項

第4号様式

船橋市障害福祉団体補助金実施事業計画変更申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団体住所

団体名

代表者氏名

年 月 日付船橋市障指令第 号にて交付決定のありました
事業（事業番号 ）を計画変更したいので、下記のとおり申請します。

1. 計画変更年月日 年 月 日

2. 計画変更の理由

3. 補助事業の変更内容

変更前

変更後

第4号様式の2

船橋市障害福祉団体補助金変更交付可否決定通知書

年 月 日

団体名

住所

代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった船橋市障害福祉団体補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

事業名

事業番号

1. 交付します

2. 交付しません

理由

第4号様式の3

船橋市障害福祉団体補助金中止・辞退届

年 月 日

船橋市長 あて

団体住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付船橋市障指令第 号にて交付決定のありました

(事業番号) につきましては、下記の理由により 事業を中止
補助金を辞退 いたします。

記

理由

第5号様式

船橋市障害福祉団体補助金実施事業報告書

年 月 日

船橋市長 あて

団体住所

団体名

代表者氏名

実施した事業名				事業番号	
事業種別		事業内容			
交付決定額		対象人数		うち会員外	
実施時期			人		人

支 出 内 訳					
区分	内 容	単価	数量	金額	内 訳
合 計					

- 備考1 複数の事業を行う場合は、事業番号ごとに分けて記入する。
 2 対象人数欄について、教育事業及び社会参加活動事業にあつては事業の対象人数を、広報・啓発事業にあつては会報等の発行予定数を記入してください。
 3 この書式には補助金を申請した費目だけを記入する。
 4 区分は要綱別表1のとおり、利用料・報償費・印刷費・食糧費・通信運搬費・物品購入費・借上料・保険料・委託料・その他から該当するものを記入します。
 5 消費税の申告をしている団体は税抜額で補助申請をしてください。

添付書類

1. 事業収支決算書
2. 領収書（原本 ※コピーを提出の場合は、原本証明をすること）
3. 参加者名簿
4. 広報活動書類
5. その他

上記の金額は（ 税込額 ・ 税抜額 ）である。

第6号様式

船橋市障害福祉団体補助金確定通知書

年 月 日

団体名

住所

代表者氏名

様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のあった船橋市障害福祉団体補助金の交付について、下記のとおり確定したので通知します。

記

事業名		事業番号	
事業内容			
交付決定額			円
交付確定額			円
既交付済額			円
返還すべき金額			円
今回交付額			円
交付予定日			

第7号様式

船橋市障害福祉団体補助金概算払交付額通知書

年 月 日

団体名

住所

代表者氏名

様

船橋市長



年 月 日付で請求のあった船橋市障害福祉団体補助金の概算払について、下記のとおり交付するので通知します。

記

事業名	事業番号	
事業内容		
交付決定額		円
概算払請求額		円
概算払交付額		円
交付予定日		

第8号様式

船橋市障害福祉団体補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

団体住所
団体名
代表者氏名

船橋市障害福祉団体補助金の交付を下記のとおり請求します。

事業名	事業番号
事業内容	
実施日	
交付決定額	円
交付確定額	円
既交付済額	円 (月 日 交付)
今回請求額	円

備考 完了前の事業については交付決定額の3分の2までを請求できるものとする。

第9号様式

船橋市障害福祉団体補助金返還命令書

船 障 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

様

船橋市長



船橋市障害福祉団体補助金の交付に関する要綱の規定により、次のとおり補助金の返還をしてください。

返還すべき金額	円		
返 還 期 限	年 月 日まで		
返 還 の 理 由			
返 還 方 法			
指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	船橋市障指令第 号
補 助 年 度	年度		
交 付 決 定 額	円		
既 交 付 額	円		
交 付 確 定 額	円		